

## 運転開始から40年を超える関西電力高浜原発1号機、2号機を再稼働させる動きに強く反対し抗議する声明

- 1 2016年2月24日、原子力規制委員会は、関西電力が再稼働の申請をしていた高浜原発1号機、2号機について、新規制基準に適合しているとす  
る審査書案を了承した。

高浜原発1号機は2014年11月に、2号機は2015年11月に運転開始から既に40年となっている。運転開始から40年を超え、老朽化した高浜原発1号機、2号機を運転延長させ、再稼働させる動きに対し、福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、国民の生命・身体の安全を第一と考え、原発依存政策からの撤退を求める自由法曹団は、強く反対し抗議する。

- 2 原子炉等規制法は、原発の運転期間を原則として40年としている（第43条の3の3第1項）が、その趣旨は、長期間の運転によって、発電用原子炉その他の設備が経年劣化するため、運転期間を限定し、もって原子炉施設の安全性を確保することにある。

運転開始から40年前後となる関西電力美浜原発1、2号機、日本原電敦賀原発1号機、中国電力島根原発1号機、九州電力玄界原発1号機の5機は、その趣旨にならば、いずれも昨年4月に廃炉とすることが決定した。

しかし、関西電力は、美浜原発3号機とともに、高浜原発1号機、2号機を廃炉とすることなく、運転延長を申請し、再稼働させようとしている。

高浜原発については、3号機、4号機が新規制基準を満たしているとして、3号機は現実に再稼働し、4号機も2月26日以降再稼働をするといわれている。2011年3月11日から間もなく5年経とうとしているが、その間、電力は安定的に供給されており、原発を再稼働させなくとも電力不足の懸念はなく、この時期に高浜原発3号機、4号機すら再稼働させる差し迫った必要性などない。それに加えて劣化した高浜原発1号機・2号機まで再稼働させる必要性など皆無である。

- 3 自由法曹団は、これまでも新規制基準は決して安全性基準ではないということ  
を指摘してきた。今回、運転開始から40年を超えて劣化した原発の新  
規制基準適合性が肯定されたことで、新規制基準が安全性基準たり得ないこ

とが浮き彫りとなった。

- 4 2015年12月24日に高浜原発3号機、4号機の運転差止仮処分決定を取り消した福井地裁決定でさえも、「本件原発において燃料体等の損傷なし溶融に至るような過酷事故が起こる可能性を全く否定するものではない」とし、「万が一炉心溶融に至るような過酷事故が生じた場合に備え、避難計画等を含めた重層的な対策を講じておくことが極めて重要であることは論を待たない」と指摘していることは注目に値する。

すでに40年を経過して劣化した原発が稼働すること自体、過酷事故の起こる危険性は高まる。しかし、高浜原発において過酷事故が起きた場合に備えて策定された住民避難計画については、避難住民が居住する自治体と避難先の自治体の協議が進んでおらず、住民避難計画がほとんど策定されていない状況のもとで、万が一の事態に住民の安全を確保することなど不可能である。

- 5 高浜原発1号機、2号機の再稼働は、もはや周辺住民の安全確保など眼中になく、政府、事業者の都合のみを優先した施策を推し進めるものであり、強い非難に値するものである。これから運転延長のために別の認可を必要とするが、決してその認可はされてはならない。

自由法曹団は、福島第一原発の事故による凄惨な現実を顧みず、住民の生命、身体及び生活の安全を無視し、高浜原発1号機、2号機を再稼働させることに強く反対し抗議する。

2016年2月25日

自由法曹団 団長 荒井 新二